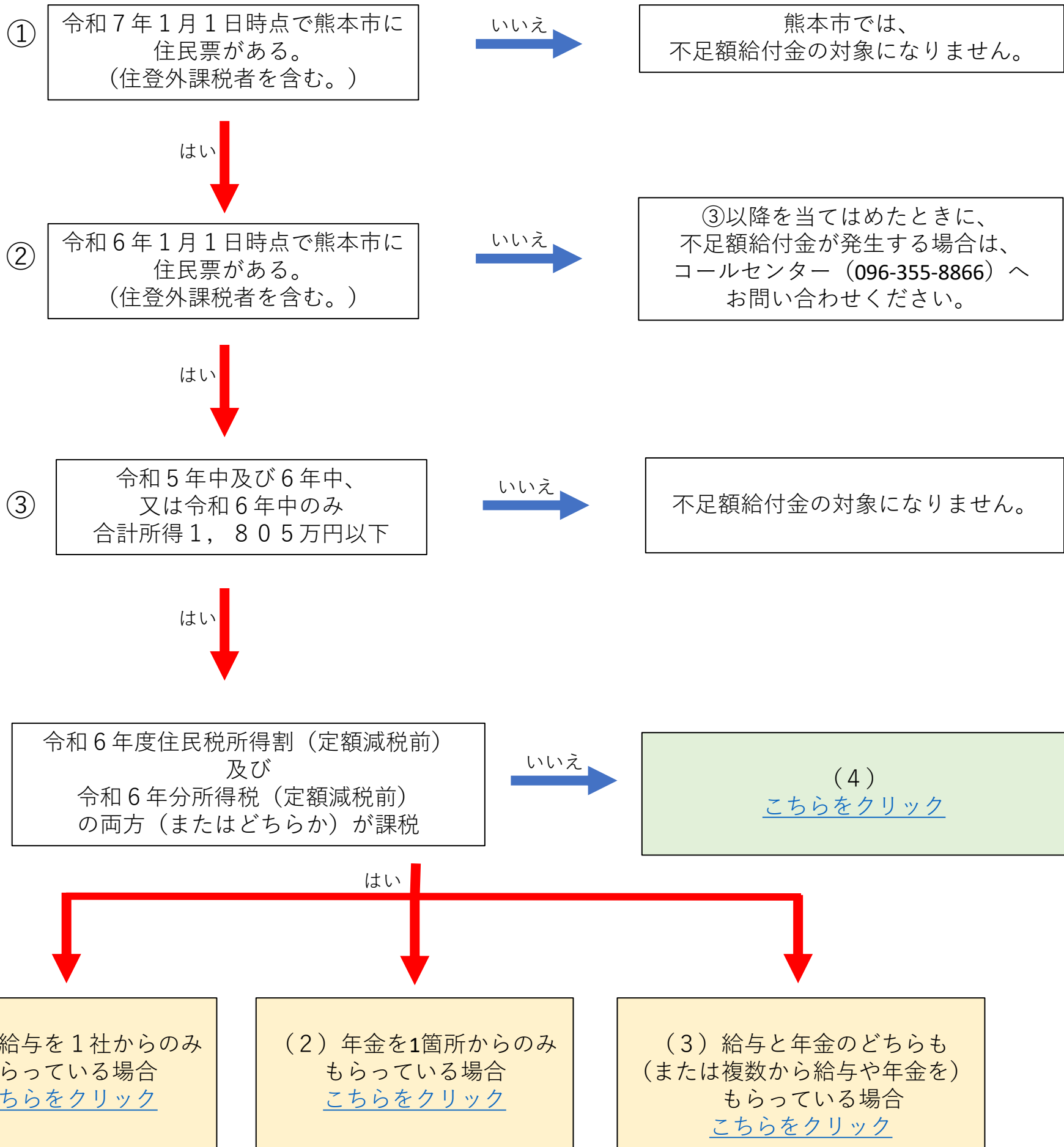


定額減税に伴う不足額給付金 要件確認

本フローを基に、ご自身の状況をご確認ください



定額減税に伴う不足額給付金（不足額給付Ⅰ）要件確認

（１）給与を1社からのみもらっている場合

令和6年1月1日～令和6年12月31日までの間で給与をもらっている人がこのページに該当します。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	(受給者番号)																	
		(個人番号)																	
		(役職名)																	
		氏名 (フリガナ)																	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円								
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有		従有		老人		特定		老人		その他									
				千		円		人		人		人		人					
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額							
内				千				円				千				円			
(摘要)																			
源泉徴収時所得税控除済額●円																			
a 控除外額▲円																			

a 控除外額 > 0円である

いいえ

不足額給付金 対象外
定額減税で減税しきれているため、対象にはなりません。

はい

令和6年度に実施した、b 定額減税に伴う調整給付金（所得税分）がある



a - b = c が、 c > 0円

いいえ

不足額給付金 対象外
令和6年度に実施した定額減税に伴う調整給付金で支給しているため、対象にはなりません。

はい

c を1万円単位で切り上げた金額を、不足額給付金として支給。
※上記はご自身が対象になる可能性があるかを判断するための参考内容です。
不足額給付金は、国が示す算定ツールを用いて算定された確定値を使用するため、ご自身で試算された額と支給額が異なる場合があります。

【例】 a 控除外額 …… 25,000円
b 定額減税に伴う調整給付金額（所得税分） …… 10,000円
→ 25,000円 (a) - 10,000円 (b) = 15,000円 (c)
⇒ 1万円単位で切り上げた20,000円が不足額給付の支給額となる

（２）年金を1箇所からのみもらっている場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	個人番号									
	(フリガナ)	生年 月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成	令 和	日			
	氏 名		年 月 日								

区分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千 円	千 円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

が0円の場合は摘要欄が空白。
ることをもって、源泉徴収時所得税控除済額
外額が0円と判断。

控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特定	老人	その他		特別	その他		
人	人	人	人	人	人	人	千 円

控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
(フリガナ)	区分	氏名	(フリガナ)	区分	氏名
氏名		氏名	氏名		氏名
個人番号		個人番号	個人番号		個人番号

(摘要) 源泉徴収時所得税控除済額●円
控除外額▲円

支払者	法人番号										
	所在地										
	名称										
		電話番号									

377

いいえ

不足額給付金 対象外
定額減税で減税しきれているため、対象にはなりません。

令和 6 年度に実施した、**⑥**定額減税に伴う調整給付金（所得税分）がある

いいえ

不足額給付金 対象外
令和6年度に実施した定額減税に伴う調整給付金で支給しているため、対象にはなりません。

◎を1万円単位で切り上げた金額を、不足額給付金として支給。
※上記はご自身が対象になる可能性があるかを判断するための参考内容です。
不足額給付金は、国が示す算定ツールを用いて算定された確定値を使用するため、ご自身で試算された額と支給額が異なる場合があります。

3

定額減税に伴う不足額給付金（不足額給付Ⅰ）要件確認

(3) 給与と年金のどちらも（または複数の給与や年金を）もらっている場合等

令和6年1月1日～令和6年12月31日までの間で、給与と年金のどちらも（または複数の給与や年金を）もらっており確定申告を行っている人等がこのページに該当します。

		税務署長 令和 年 月 日		令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書		FA2204	
納税地		〒		個人番号 (マイナンバー)		生年月日	
現在の所 又は 属する事業所等		フリガナ		氏名			
令和 年 月 日 住所		郵便番号		都道府県・市区町村		世帯主との続柄	
振替口座希望		種類		受取方法		振替手数料	
収入金額等		種類		青色申告		確定申告	
事業		営業等		⑦			
事業		農業		⑧			
不動産		区分1		⑨			
配当		区分		⑩			
給与		区分		⑪			
公的年金等		区分		⑫			
雑業務		区分		⑬			
その他		区分		⑭			
総合課税		短期		⑮			
長期		区分		⑯			
一時		区分		⑰			
所得金額		事業		①			
事業		農業		②			
不動産		区分		③			
利子		区分		④			
配当		区分		⑤			
給与		区分		⑥			
公的年金等		区分		⑦			
雑業務		区分		⑧			
課税される所得金額 (22-24)又は第3表 上の20に対する税額 又は第3表の20		区分		⑳		000	
配当控除		区分		㉑			
住宅ローン減税 特別控除等		区分		㉒		00	
政党等寄附金等特別控除		区分		㉓		00	
再差引所得税額 (43)		区分		㉔		0000	
災害減免額		区分		㉕			
令和5年分 特別税率除税 (3万円×人数)		区分		㉖		0000	
再々差引所得税額(基本所得税額) (43-44)(赤字のときは0)		区分		㉗			
復興特別所得税額 (45×2.1%)		区分		㉘			
所得税及び復興特別所得税の額 (46+47)		区分		㉙			
源泉徴収税額		区分		㉚			
申告納税額 (48-49-㉚)		区分		㉛			
予定納税額 (第1期分・第2期分)		区分		㉜			
第3期分 納める税金		区分		㉝		00	

第一表 (令和6年分用)

定額減税
は、㉔と㉕のいず
一方の金額です。

㉔ 再差引所得
令和6年分

㉕ 令和
所得税

④④－④③（**a**所得税分の定額減税で控除しきれなかった額）＞0円 いいえ

はい

不足額給付金 対象外
定額減税で減税しきれているため、対象にはなりません。

令和 6 年度に実施した、**㊦**定額減税に伴う調整給付金（所得税分）がある

① $a - b = c$ が、 $c > 0$ 円

はい

不足額給付金 対象外
令和6年度に実施した定額減税に伴う調整給付金で支給しているため、対象にはなりません。

③を1万円単位で切り上げた金額を、不足額給付金として支給。

※上記はご自身が対象になる可能性があるかを判断するための参考内容です。

不足額給付金は、国が示す算定ツールを用いて算定された確定値を使用するため、ご自身で試算された額と支給額が異なる場合があります。

【例】 **a** 所得税分の定額減税で控除しきれなかった額 . . . 25,000円

(b) 定額減税に伴う調整給付金額（所得税分）・・・10,000円

$$\rightarrow 25,000\text{円 (a)} - 10,000\text{円 (b)} = 15,000\text{円 (c)}$$

⇒ 1万円単位で切り上げた20,000円が不足額給付の支給額となる

定額減税に伴う不足額給付金（不足額給付Ⅱ）要件確認

（４）不足額給付Ⅱの場合

「令和６年度住民税（定額減税前）」及び「令和６年分所得税（定額減税前）」がどちらも非課税の人が、このページに該当します。

令和５年所得と令和６年所得において、
①青色事業専従者（または事業専従者（白色））
②合計所得**48万超**
①②のどちらかである

いいえ



原則対象外

すでに扶養親族として定額減税や調整給付金、低所得世帯向け給付金の対象になっている場合があります。

※令和5年中または令和6年中のどちらかが扶養親族である場合等は対象になる可能性があります。

はい



低所得世帯向け給付金（※）の支給対象ではない
※本ホームページの「不足額給付Ⅱについて」に記載しています。

いいえ



対象外

低所得世帯向け給付金の対象世帯主や世帯員は、不足額給付の対象にはなりません。

はい



原則４万円（※）を不足額給付Ⅱとして支給する予定です。
不足額給付Ⅱの対象になりうる方の例は、本ホームページの「不足額給付Ⅱについて」に記載しています。
※令和６年１月１日時点で国外居住であった場合や、令和5年中または令和6年中のどちらかが扶養親族である場合等は、支給金額が異なることがあります。



【青色事業専従者（または事業専従者（白色））とは】

生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳未満の人を除きます。）で、専らその事業に従事している場合。
ご自身が青色事業専従者（または事業専従者（白色））に該当するか不明の場合は、専従主へご確認ください。

【合計所得48万超とは】

所得控除後の金額が48万円を超えている場合（※給与等の収入が103万円以上の場合など）

給与等の収入－給与所得控除（一律控除される額55万円）＝合計所得金額

<例>103万円（給与収入）－55万円（給与所得控除）＝48万円（合計所得金額）→扶養親族となる

104万円（給与収入）－55万円（給与所得控除）＝49万円（合計所得金額）→48万円超のため扶養親族対象外